

6. 耕作放棄地対策

資源保全S

事業名	しまねの農地再生・利活用促進事業(県単)			
事業主体	農業者、農業者等の組織する団体、農業協同組合、公社、土地改良区等			
事業内容	<p>国の荒廃農地等利活用促進交付金に呼应し、以下の事項について(県単)しまねの農地再生・利活用促進事業を実施する。</p> <p>1. 発生防止活動に対する支援(以下、「発生防止活動」) 荒廃農地の発生防止のための次の取組を支援する (1) 重機を用いて発生防止を実施する場合 (2) 施設等補完整備 ① 農業用排水施設 ②農道 ③暗きょ排水 ④客土 ⑤区画整理 ⑥農用地保全(法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウス等の再生利用、農作物被害防止施設、鳥獣害防止を目的とした雑木除去による緩衝体整備及び放牧のための電気柵設置、廃棄物処理等)</p> <p>2. 再生利用活動に対する支援(以下、「再生利用活動」) 再生作業のための次の取組を支援する (1) 重機を用いて発生防止を実施する場合 (2) 施設等補完整備 ①農業用排水施設 ②農道 ③暗きょ排水 ④客土 ⑤区画整理 ⑥農用地保全 ⑥農用地保全(法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウス等の再生利用、農作物被害防止施設、鳥獣害防止を目的とした雑木除去による緩衝体整備及び放牧のための電気柵設置、廃棄物処理等)</p>			
採択要件	<p>1. 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象農地は、農振農用地区域の農地とする。 ・事業主体は、賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって発生防止又は再生作業の後の当該農地において5年以上耕作する者とする。 ・総事業費が200万円未満の者に限る。 <p>2. 発生防止活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象農地は、農地法第30条に基づく「利用状況調査」の結果、同法第32条第1項第2号に該当する農地とされたもののうち、作物の栽培に向けた再生作業に一定以上の労力と費用(40千円/10a以上)を必要とする農地。 <p>3. 再生利用活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象農地は、「利用状況調査」の結果、同法第32条第1項第1号に該当する農地(以下1号遊休農地という)とされたもののうち、作物の栽培に向けた再生作業に一定以上の労力と費用(100千円/10a以上)を必要とする農地。 			
実施要綱	【国】荒廃農地等利活用促進実施要綱			
交付要綱	【国】荒廃農地等利活用促進交付金交付要綱、【県】島根県荒廃農地等利活用促進交付金交付要綱			
補助率	区分	国	県	市町村等
	1. 発生防止活動			
	(1)重機等を用いた再生作業	(50、55)	25	(20～25)
	(2)施設補完整備	(50、55)	25	(20～25)
	2. 再生利用活動			
	(1)基盤整備	(50、55)	25	(20～25)
	(2)施設補完整備	(50、55)	25	(20～25)
	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助率55%は、特定農山村地域、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、離島振興対策実施地域、特別豪雪地帯に適用。 ・県の補助は上記の表を上限とし、市町村が補助する額と同額とする。 			
適用	<ul style="list-style-type: none"> ※実施期間は平成29年度から平成33年度とする。 ・本事業の申請は、市町村の荒廃農地等利活用促進交付金担当窓口。 			